

下級裁判所裁判官指名諮問委員会福岡地域委員会（第2回）議事要旨

（福岡地域委員会庶務）

1 日時

平成15年9月25日（木）13：30～15：15

2 場所

福岡高等裁判所公用室

3 出席者

（委員）石黒重徳，近藤敬夫（委員長），坂本雅子，津田聰夫，西村重雄（敬称略）

（庶務）瀬戸口総務課長，柴田総務課課長補佐

（説明者）白石事務局長

4 議題

（1）平成16年4月期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

（2）平成15年新任判事補に関する情報収集について（司法修習生からの任官）

（3）平成16年4月弁護士任官候補者に関する情報収集について

5 配付資料

（審議資料）

- 5 指名の適否について審議する手順・方法について（委員会における協議内容の要旨（確定版））
- 6 指名諮問委員会庶務の通知文書「裁判官指名候補者名簿の送付等について」（添付省略）
- 7 - 1 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案）（抜粋）
- 7 - 2 裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について（事務連絡）（案）
- 8 - 1 裁判官への任官希望者の担当事件リストの送付について（依頼）（案）（抜粋）
- 8 - 2 裁判官への任官希望者に関する情報の受付の周知について（依頼）（案）（添付省略）
- 8 - 3 裁判官への任官希望者に関する情報の受付の周知について（事務連絡）

（参考資料）

- 4 第1回福岡地域委員会議事要旨（添付省略）
 - 5 指名諮問委員会庶務の送付文書「裁判官への任官希望者の担当事件リスト」（添付省略）
- 九州弁護士連合会からの「要請書」（添付省略）

6 議事

(1) 説明者の出席

裁判官の任命手続の実情について説明が必要であることから，差し支えがある場合には，退席することを前提として，今後とも白石事務局長が説明者として出席することが了承された。

(2) 協議（：委員長，：委員，：庶務，：説明者）

協議に先だって，第1回委員会終了後，委員から，下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第13条2項の「必要な意見」の趣旨は，情報の信用性等に係る意見であるのか，任用の適否についての意見の趣旨であるのかについて照会されていた件につき，庶務から最高裁判所に照会した結果が次のとおり

報告された。

下級裁判所裁判官指名諮問委員会規則第13条2項の「必要な意見」の趣旨については、一般規則制定諮問委員会及び下級裁判所裁判官指名諮問委員会における議事録を見る限りでは明確な議論がされていないように見受けられる。最高裁判所に照会したところ、「地域委員会が下級裁判所裁判官指名諮問委員会の下部組織として指名候補者に関する情報の収集を担当する機関として設けられた趣旨に鑑みると、「必要な意見」とは、収集した情報に関する意見（例えば、収集した情報の信頼性や重要度に関する意見）を念頭に置いたものであり、地域委員会限りで指名候補者の指名の適否に関する意見を述べることは想定されていないと考えられる。もっとも、情報の取りまとめの過程で特定の指名候補者の指名の適否について特に話題となった場合などには、例えば、収集された情報が当該指名候補者の指名の適否にどのような意味を持つかといった形で、当該候補者の指名の適否に関連する意見が述べられることはあり得ることと考えられる。」とのことであった。

：具体的なことを抜きにして議論しても仕方ないので、実際に資料を集めて問題があれば、意見を付すこともあろうし、実際にやりながら考えていくことになると思われる。

：この点については、情報をどう取り扱うかの議論の際に協議することになる。

（9月8日（月）開催の第4回指名諮問委員会で取りまとめられた事項等について）

庶務から、9月8日（月）に開催された第4回指名諮問委員会の概要について、指名諮問委員会庶務から得た情報について説明され了承された。

：9月8日に開催された指名諮問委員会で取りまとめられた事項については、前回のこの委員会での議論と大きく異なる点はない。

：弁護士任官候補者の事件リストの扱いの関係では、所属弁護士会に対応しない裁判所の係属事件については、係属裁判所に対し、担当裁判官の有する情報を提供するよう依頼することになるということであるが、裁

判官の再任等の場合には，検察庁や弁護士会に名簿を提供して一般的に情報受付の周知をするのと比べて，弁護士の場合は相当細かく，事件の担当者に問い合わせることになるのか。

：大都市部ではない地方の地域委員会の関係では，裁判官，検察官及び弁護士は，その任官候補者については，ほとんどの人が知っていると思われるが，東京などの大都市部では，弁護士は多数いて，任官候補者の名前だけを聞いても具体的訴活動を思い出すのはなかなか困難であるから，具体的な事件リストを上げてもらって，裁判関係の記憶を喚起してもらう必要がある。また，所属弁護士会に対応しない裁判所の係属事件については，そういう事件が係属した裁判所に事件リストを送付してお知らせし，特段の情報があればお知らせくださいという形をとるといふことのようなのである。

ア 平成16年4月期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について
庶務から，審議資料6の別紙第2記載の者について，別紙第1の方法により情報収集を行い，その結果を11月14日（金）までに指名諮問委員会に報告するよう依頼を受けた旨説明がされ，審議資料7-1及び同7-2の書面を各指名候補者の勤務する裁判所の管轄区域内にある検察庁及び弁護士会に送付して情報収集をすることが提案された。また，情報を受け付ける期限は，弁護士任官の場合と同じく，10月20日（月）までとし，寄せられた情報については，10月27日（月）から11月7日（金）までの間，適宜，各委員が閲覧できるようにする旨が説明された。

：高等裁判所の裁判官についての情報収集は，どこに情報収集を依頼することになるのか。

：高等裁判所本庁の裁判官の場合は，高等検察庁及び高等裁判所本庁の管轄区域に対応する各県の弁護士会，具体的には，宮崎，鹿児島，沖縄を除いた福岡，佐賀，長崎，大分，熊本の各単位弁護士会あてに情報収集を依頼してはどうか。高等裁判所支部の裁判官の場合は，検察庁の関係では，高等検察庁の宮崎支部或いは同那覇支部，弁護士会の関係では，

高等裁判所宮崎支部の場合は、管轄のある大分、宮崎、鹿児島各県弁護士会、同那覇支部の場合は、沖縄県弁護士会あてに情報収集を依頼してはどうか。

なお、高等裁判所の裁判官の場合は、地方検察庁には情報収集の依頼はしないことかどうか。

- : 情報収集の依頼先は、それで結構である。
- : 情報収集の依頼により寄せられた情報を見て、急いで委員の意見を聞く必要があるときは、委員に集まっていたるか、どうするかを適宜の方法で諮ることとしたい。庶務から提案された方法で情報収集の依頼をすることでどうか。
- : 異議なし。
- : 再任候補者等のプライバシーの問題等もあって難しい面もあると思われるが、裁判官の再任等について国民の意思を反映させるという趣旨からは、法曹関係者のみに指名候補者名簿をオープンにするだけでなく、将来的には、もう少し広く意見を集めるという方法を考えて行かねばならないのではないか。
- : その問題は、裁判官の評価、外部からの情報をどうするかという問題に関連していると考えられる。裁判官の評価に外部からの情報を取り入れていく仕組みができて、オープンになっていけば、評価のやり方が変わっていくことになる。
- : 裁判官の外部からの情報については、平成16年度以降の人事評価に制度としてそれを取り入れることが検討されている。外部からの情報を裁判官の人事評価に取り入れ、そしてそれを積み重ねていこうという予定が立てられている。
- : 再任（判事任命）候補者に関する情報収集について、本日の委員会で取り決めた以外の事項であるが、9月22日に九州弁護士会連合会から弁護士会が実施した裁判官の評価アンケートを添付した「要請書」（弁護士会が行った裁判官の評価アンケートを審議の参考とすること、裁判官の新・再任に当たっては、対象者全員の個別面接を実施することを要望。）が福岡地域委員会委員長あてに提出されているので、この「要請

書」の取扱いについて御意見があれば伺いたい。

: その点について事情を説明したい。弁護士会が実施しているアンケートは、福岡県弁護士会の場合、昨年から裁判官全員について、日常業務に係わる評価アンケートを全会員を対象にやっているが、要請書に添付されたアンケートについては、おそらく再任期になると思われる人について抜き出して持って来たものと思われる。福岡以外の分は、今年は地域委員会の制度ができたということで最近実施されたものと思われる。

評価の方法は、5点満点で、1点から5点までの点を付けており、福岡県弁護士会は、ある程度アンケートの数が集まったものについて、点数が極端な上と下を外して統計をとったものを記者発表している。今回提出の資料は、アンケート結果を、そのままとめたものようである。

今回は、このアンケートを審議の参考に供する趣旨で提出したものであると思う。

次に弁護士会の方では、かねてから地域で情報を集めるに際しては、対象者と面接をしてもらいたいという希望を強く持っていて、そのことを要望している趣旨と思う。

: 審議資料5「指名の適否について審議する手順・方法について」の1の(2)によれば、地域委員会において全員面接をする考え方は取られておらず、情報の的確性を判断するための事実確認の手段として例外的に面接を行うことがあり得るという認識が示されており、面接については限定的に解されている。今回の「要請書」の考え方は、情報が出てくる前後を問わず指名候補者全員面接を実施することの要望であり、中央の枠組みから外れているように思われる。

: 今回の「要請書」について、裁判官の評価アンケートについては、アンケートの点数自体の基準等が曖昧である。アンケートも、回答者の番号はあるものの、顕名でなく責任の所在が明らかでないと言わざるを得ず、情報の的確性についても議論の余地があると思われる。また、要請書には、「この回答結果は弁護士会としての意見ではありません。あくまで個々の弁護士の回答であり、・・・」と記載されているが、中央では検察庁や弁護士会という組織が情報を集めて提出するのは好ましくないとい

うことで、検察官、弁護士各個人からの情報を収集するとされているので、これらの点を踏まえて協議いただきたい。

また、今から地域委員会から情報収集の依頼をすることになるので、いわば正規の手続の中で検察官や弁護士からの情報が上がってくることになると思われる。本委員会では、その情報を取りまとめて指名諮問委員会に送ることが考えられる。

: その前提として弁護士会ではこういう取り組みをやっていることを紹介したという趣旨であると思われる。

: 9月22日付けの九州弁護士連合会からの「要請書」については、裁判官の評価アンケートを委員会の参考とすること及び指名候補者について全員面接を実施することを要望している点について、いずれも指名諮問委員会及び本地域委員会の情報収集等の枠組みから外れていると思われるので、アンケートについては採用しない。また、全員の面接をすることはせず、面接については、実際に提供された情報を巡って面接することもあり得るということとしたいが、どうか。

: 異議なし。

イ 平成15年度新任判事補に関する情報収集について（司法修習生からの任官）

: 司法修習生については実務修習庁会である裁判所、検察庁、弁護士会のそれぞれが、司法修習生の実務修習結果報告書に成績及び適性を記載している。現在、どこの実務修習庁会においてもきちんと司法修習生の適性を把握した上で実務修習結果報告書に記載されているので、それ以上に地域委員会において、弁護士会、検察庁、裁判所に対して指名候補者名簿を提供して、一般的な情報収集をすることはしないというのが、指名諮問委員会の議論のようである。

: 司法修習生の実務結果報告書は、検察庁、弁護士会、裁判所では刑事裁判と民事裁判の合計4通が提出されることになる。

: 私どもは、実務修習結果報告書の適性の理由欄は、こういうこともあったというようになりかなり具体的に書いている。

：庶務の先程の説明では，一般的な情報収集は行わないが，地域委員会に新任判事補候補者に関する特段の情報が寄せられた場合には，受け付けるということであるので，この扱いでとりまとめることとしたいが，いかがか。

：異議なし。

ウ 平成16年4月弁護士任官候補者に関する情報収集について

庶務から，参考資料5に基づき，指名諮問委員会庶務から，当地域委員会管内の候補者の担当事件リストが送付されたので，審議資料8-1ないし8-3のとおり任官希望者の所属する弁護士会（以下「所属弁護士会」という。）並びに所属弁護士会に対応する検察庁及び裁判所に対し，参考資料として提供して，情報収集に活用すること，担当事件リスト中の，任官希望者の所属弁護士会に対応しない裁判所（当地域委員会の管内の裁判所に限られる。）の係属事件については，当地域委員会から係属裁判所に対し，当該事件の担当裁判官が任官希望者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には，それを提供するよう依頼することとしたい旨の説明がされた。

なお，弁護士任官希望者が担当した事件リストの送付についての審議資料8-1の周知文書に，「周知してください。」ではなく「よろしくお取り計らいください。」と記載している趣旨について，指名諮問委員会の庶務に照会したところ以下の情報を得た。

第4回指名諮問委員会において，弁護士委員から，日弁連としては，関係する単位会に対し，今回に限り，弁護士任官候補者の氏名を公表しての情報提供を会員には求めない取扱いとすることとし，地域委員会からの依頼を各弁護士に周知することはしない方針になっているとの説明がされた。この点について指名諮問委員会では，「委員会で協議して取り決めたことを，今回限りとはいえ，弁護士会が説明のような対応をされるとなると，どうやって情報を収集するのかが問題となる。少なくとも委員会でその問題を協議し，了解を取っておく必要があったのではないか。弁護士会に要請したにもしたにもかかわらず，弁護士サイドの情報が集まらないと言う

ことでは、地域委員会として困るのではないかと、何か実質的に代わるような方策を考える必要がある。」などの意見が出された。弁護士委員からは、大きな方向性としてはオープンにしてやっていくということがこの委員会の趣旨であると理解している、今後については、弁護士会内でも問題意識を持って検討を始めている、との説明がされた。これを受けて、協議した結果、「今回はやむなし」ということで了承されたことから、その点に配慮した表現である旨の説明された。

：審議資料 8 - 1 の文面を見ると 8 月 8 日付けで当地域委員会が弁護士会を含む各庁に情報受付の周知の依頼をした点については、後退している表現ではなく、その点は維持したままで、弁護士任官希望者の担当事件リストを送付するのでよろしくお取り計らいくださいと述べていると解釈できると考えられる。

：弁護士会の方の事情をいくらか知っているので説明しておきたい。弁護士会としては、会員から弁護士任官希望者を募り、市民参加の若干公的な推薦手続を行っており、今回は 10 数名が手を挙げている。しかし、推薦手続の段階では、具体的に任官が決まるまでは、情報は公開しないということを前提に希望者を募っていた事情がある。前回、本地域委員会では、法曹の関係では情報をオープンにするということを決めたが、今回指名候補者のリストに上がっている任官希望者からみると話が違ふということもあったようである。初めに弁護士会で希望者を募った際の条件と若干齟齬するということである。弁護士会としては、今回は、初期条件が違ふのでやむ得ないという気分があるようである。

：次回からは、その点について指名諮問委員会や当地域委員会で議論されたとおりの手続をきちんと踏むことになるのか。

：次回からは、その辺を詰めていこうという方向になっていくだろうと思っている。

：担当事件リストを事件を担当した裁判官だけではなく、弁護士会や検察庁にも送付する点については、細かな情報を広げすぎているようにも感じる。指名諮問委員会で決まったのであればやむ得ないが、担当事件リストの送付は、裁判官を中心とした方法であると思われる。

- : 事件リストについて、裁判官の分の事件リストは出ないことになるのか。
- : 裁判官の再任等の場合は、過去10年間に積み重ねられた資料があるが、弁護士任官については、裁判官としての適格性に関する資料がないことから、弁護士任官の場合のみ事件リストが提出される扱いとなっていると思われる。
- : 担当事件リストでは、細かく事件毎のケース、ケースに関しての意見が出てくることになるのか。
- : 事件に即した反応が返ってくるかも知れない。地方では指名候補者のことを皆が分かっているが、例えば大都市部においては、たまたま1回事件を担当した際の印象が上がってくる可能性があるろう。
- : 私は、漠とした全体の印象ではなく、一つ一つの事件における法廷での発言などの具体的訴訟活動についての情報が適否の情報となり、全体的なイメージで情報を収集するのはどうかと思う。確かに個別の事件毎についての情報では、情報が偏るという危険性はあるが、全体の印象では漠とした話になるのではないか。その情報について、反論された場合には、個々の情報について、この事件についての対応はどうであったと言わないと、水掛け論になるので、個別の情報は不可欠であると考える。
- : 収集する情報がどういうものになるのか、難しい問題があると思われる。
- : 理論的に考えれば、印象ではなく、一つ一つの事実について、あなたはこういった点が悪いと言うときには、本人から私はこういう立場でこうしたという反論を聞いて、適否を考えていく必要があると思われるが、実際的にその手続を踏みうるかが難しいと思われる。
- : 審議資料5「指名の適否について審議する手順・方法について」の3の(2)にあるように、地域委員会は、指名候補者が委員会に提出した裁判事件リストを活用することが指名諮問委員会において取りまとめられたもので、これに従って、情報収集をすることになると思われる。
- : 指名諮問委員会における情報収集の枠組みのとおり、情報収集を行うことではどうか。
- : 異議なし。
- : 審議資料8-1, 8-2に添付する担当事件リストの提供の仕方は、全

体をそのまま送る方法，マーカーなどでその斤に該当する事件を明示して送る方法，その斤に該当する部分を抜粋して送付する方法などが考えられるが，どうか。

- ：難しく言えば関係のないところを削って送ることになろう。
- ：人事訴訟では，当事者の一方が死亡している時には，当事者の一方として検察官が登場することもあるので，選別が難しい場合もある。
- ：任官希望者である弁護士は，担当事件リストが資料として送付されることを了解していると考えられるので，そのまま送付しても良くないか。
- ：事件リストは，このまま送付することで良いと考えるがどうか。
- ：異議なし。
- ：今後の進行については，実際にこれから集まってくる情報を見た上で議論することとし，手続を踏んでいくこととしたい。他に意見はあるか。
- ：面接については，健康に問題のある場合も含めて，指名諮問委員会で実施することになり，地域委員会の役割は，非常に限定されることになるので，その辺が少し気になる。
- ：10月20日（月）までに集まった情報については，10月27日（月）から11月7日（金）まで，各委員が自由に閲覧できることになっているが，集まった情報を見て，1回の委員会で取りまとめることが難しい場合などは，先程述べたとおり，皆さんに相談して臨機に対応することとしたい。
- ：異議なし。

(3) 次回の予定について

次回の委員会は，11月10日（月）午後1時30分から開催されることとなった。

以 上